

第4章 納税について

1. 市税の納期(令和6年度)

税目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	個人	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
		特別徴収	徴収月の翌月の10日まで(毎月)											
	法人	確定申告	事業年度終了後2か月以内											
		中間申告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内											
		固定資産税	1期			2期					3期		4期	
	軽自動車税		全期											
市たばこ税			翌月末日まで											
入湯税			徴収月の翌月の15日まで(毎月)											
事業所税	事業に係る分	個人	翌年の3月15日まで											
		法人	事業年度終了後2か月以内											

● 納期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

2. 市税の納付場所

(1) 金融機関

・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県農業協同組合 ・沖縄県労働金庫
・コザ信用金庫 ・みずほ銀行 ・ゆうちょ銀行(郵便局) ・鹿児島銀行

※QRコード付きの納付書【固定資産税・軽自動車税・個人市県民税(普通徴収分)】
は上記金融機関の他、「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」でも納付いただけます。

対象の金融機関 (<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>)

(2) コンビニエンスストア

ア) 納付できる税

・個人市県民税(普通徴収分) ・固定資産税 ・軽自動車税

イ) 利用できるコンビニエンスストア

下記のコンビニエンスストアチェーンなら市内をはじめ、全国どこでも利用できます。

・ファミリーマート ・セブンイレブン ・ローソン(以上県内にあり) ・ローソンストア100 ・デイリーヤマザキ ・ヤマザキデイリーストアー ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ハマナスクラブ ・タイエー ・ポプラ ・生活彩家 ・くらしハウス ・スリーエイト ・セイコーマート ・MMK 設置店 ・ハセガワストア ・ミニストップ ・ニューヤマザキデイリーストアー

ウ) コンビニエンスストアで納付できる納付書

納付書の左下の部分にコンビニ納付用バーコードが印刷されたもので、1枚あたりの納付金額が30万円まではコンビニエンスストアで納付できます。

※ただし、以下のような納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。

☆使用期限を過ぎている納付書 ☆バーコードの印字がされていない納付書

☆バーコード部分が汚損している納付書 ☆1枚あたりの納付金額が30万円を超える納付書

※コンビニエンスストアでの使用期限

①納税通知書に添付された当初納付書 ⇒ 各納期限日までとなります。

②再発行された納付書 ⇒ 再発行の際に別途使用期限を定めます。

※金額を訂正した納付書は、使用できません。

(3) スマホ収納

ア) 納付できる税

・個人市県民税（普通徴収分） ・固定資産税 ・軽自動車税

イ) 利用できるアプリ

・LINE Pay ・Pay Pay ・d払い ・auPAY

※QRコード付きの納付書【固定資産税・軽自動車税・個人市県民税（普通徴収分）】は「地方税統一QRコードに対応したスマホ決済アプリ」で納付いただけます。

ウ) 必要なもの

・コンビニ収納用バーコード、地方税統一QRコードが印字された納付書（ご自宅に届きます）
・スマートフォンやタブレット端末

(4) 地方税お支払いサイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)

ア) 納付できる税

・固定資産税 ・軽自動車税 ・個人市県民税（普通徴収分）

イ) 納付方法

・クレジットカード ・インターネットバンキング ・口座振替（ダイレクト方式）
・ペイジー番号発行

ウ) 必要なもの

・地方税統一QRコードが印字された納付書（ご自宅に届きます）
・スマートフォン、タブレット端末、パソコン

※詳しくは地方税お支払いサイトをご覧ください。

(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)

※スマホ収納・地方税お支払いサイトご利用上の注意

☆納付にかかる手数料は無料（クレジットカード払いを除く）ですが通信料は利用者様のご負担です。

☆スマホ収納・地方税お支払いサイトのご利用では、領収証書は発行されません。領収証書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。（市役所や支所窓口で納税証明書を発行する場合は、納付確認に通常2週間ほどかかります。特に軽自動車の車検の際はご注意ください。）

☆次の納付書は、スマホ収納で納付することはできません。

・使用期限を過ぎた納付書 ・コンビニ納付用のバーコード情報が印字されていない納付書 ・納付金額が訂正された納付書 ・破損や汚損などでバーコード情報を読み取ることができない納付書

☆次の納付書は、地方税お支払いサイトで納付することはできません。

・使用期限を過ぎた納付書 ・地方税統一QRコードが印字されていない納付書 ・納付金額が訂正された納付書 ・破損や汚損などで地方税統一QRコードの情報を読み取ることができない納付書

☆スマホ収納・地方税お支払いサイトで納付が済んだ納付書について、金融機関やコンビニエンスストア窓口で再度納付しないようにご注意ください（二重払いにご注意ください）。

(5) 地方税共通納税システム

令和元年10月から、eLTAX（エルタックス）による地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付による納税が可能となる「地方税共通納税システム」が稼働いたしました。

※eLTAXは全国地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

ア) 納付できる税

- ・個人市県民税（特別徴収・退職所得分） ・法人市民税
- ・事業所税 ・市たばこ税 ・入湯税（特徴）

※主に法人が納める税目が対象となり、個人を対象とした税目には対応しておりません。

イ) 利用方法

- ・事前にeLTAX（エルタックス）の利用届出を行う必要があります。利用届出等eLTAX（エルタックス）の利用についてはeLTAX（エルタックス） ホームページをご確認ください。

3. 便利な口座振替

金融機関に出かける手間がはぶけ、納め忘れもなく、大変便利で確実です。

(1) 利用できる税

- ・個人市県民税（普通徴収分） ・固定資産税 ・軽自動車税

(2) 受付窓口と手続方法

窓 口	取 扱 金 融 機 関	納 税 課（那覇市役所本庁3階）
利用できる金融機関	・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫・コザ信用金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局（県外含む） ・沖縄県農業協同組合・みずほ銀行 ※県外のみずほ銀行で口座振替のお手続きをされる場合は、口座振替の申し込み書類を送付いたしますので納税課へご連絡ください。	・琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行 ・沖縄県労働金庫・コザ信用金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局（県外含む） ・沖縄県農業協同組合 ※みずほ銀行は、受付できません。
必要なもの	・預貯金通帳 ・口座届出印 ・納税通知書又は領収書などの通知書 番号がわかるもの	・対応金融機関のキャッシュカード（本人名義に限る） ・身分証
手続期限	申し込みから振替開始までに45日程度かかります。	申し込みから振替開始までに15日程度かかります。

(3) 振替日

- ・各期ごとに納付する場合：各納期の納期限の日
- ・全期を前納する場合（一括払い）：第1期の納期限の日

※第2期以降に全期前納（一括払い）でお申し込みされた場合、お申し込みされた年度は各期振替となり、全期前納のお取り扱いとは翌年度からとなります。

（残高不足などで振替ができなかった場合）

振替日に預貯金の残高不足等により振替ができなかった場合は、「口座振替不能通知書兼納付書」を送付しますので、当該納付書でお支払いください。再振替は行いません。

※市税の口座振替領収書は年1回下記のとおりお送りします。

税 目	領収書発送時期	記 載 期 間
市県民税・固定資産税	1月中旬	前年の1月～12月に振替された分
軽 自 動 車 税	6月中旬	当年度分

4. 滞納について

定められた納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になれば督促状が届いたり、本来納めるべき税額のほかに督促手数料や延滞金を納めなければなりません。

(1) 延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額に年14.6%の割合を乗じて計算した金額です。

ただし、

①平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、特例基準割合(注1)に7.3%を加算した割合とし、令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合(注2)に7.3%を加算した割合。

②当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3% (平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、特例基準割合に1%を加算した割合とし、令和3年1月1日以降は、延滞金特例基準割合に1%を加算した割合) を乗じて計算した金額です。

※この特例基準割合が7.3%以上となる場合の延滞金の割合は地方税法の本則が適用される。

③計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、または税額が2,000円未満であるときは切り捨てます。

④計算延滞金額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは切り捨てます。

(根拠：地方税法附則第3条の2、同法第20条の4の2第2項・第5項)

(注1：特例基準割合→平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、各年の前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合)

(注2：延滞金特例基準割合→令和3年1月1日以降は、各年の前々年の9月から前年の8月までの国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)として財務大臣が告示する平均貸付割合に年1%を加算した割合)

(2) 滞納処分

法律では、滞納者が「督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「財産を差し押さえなければならない」と定められています。

本市では、催告書を送付したり、電話により早期の納税を促しておりますが、それでもなお納税されないときは、他の納税者との公平を保ち、大切な市税を確保するため、財産(給料、預貯金、生命保険、動産、自動車、不動産など)を差し押さえることとなります。

また、差し押さえた後も特別な理由もなく滞納を続けられますと、やむなくその差し押さえた財産を換価(金銭に換えること)し、滞納している市税に充てることになります。

このように市税を滞納すれば納税者にとって大変不利益となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

5. 納税の猶予

納税者が、次の理由で市税を納期限内に納めることができない場合は、申請によって納める時期を遅らせたり、分割して納めることができます。

- (1) 災害を受けたり、盗難にあったとき
- (2) 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- (3) 廃業や休業したとき
- (4) 事業で著しい損失を受けたとき

6. 市税の減免

納税者が次の要件に該当する場合には、市税が減免されることがあります。減免を申し出る場合は、その税の納期限の日までに減免申請書を提出していただく必要があります。詳しくは各税の担当課へお問い合わせください。

税の種類	主 な 要 件	担当課
個人市県民税	- 生活保護を受けている場合 - 病気、倒産等による退職・廃業・休業した者で年内に再就職の見込みがなく、かつ納税が著しく困難となった場合 - 災害（火災・風水害など）を受けた場合	市民税課 (TEL098-861-3328)
固定資産税	- 生活保護を受けている場合 - 災害を受けた場合	資産税課 (TEL098-862-5320)
事業所税	災害を受けた場合	
軽自動車税	- 障がい者または生計を一にするものが所有する車で、障がい者自身が使用する場合、または生計を一にするものまたは常時介護者がその障がい者のために使用する場合 - 災害を受けた場合	市民税課 (TEL098-862-9903)

7. 審査請求について

(1) 市税の賦課決定または滞納処分について不服のある人は、市長に対して審査請求をすることができます。主な処分に対する審査請求期間は、次のとおりです。

区 分	期 間
市税の課税の決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日まで

※審査請求の受付窓口は、法制契約課（本庁5階、TEL098-869-8191）です。

※固定資産の価格（評価額）に対する審査の申出については、30ページの（4）をご覧ください。

※審査請求は、その目的となった処分に係る徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げるものではないため、審査請求がされたとしても、定められた納期限までに納めない場合には、督促状がきたり、本来納めるべき税額のほかに督促手数料や延滞金が生じることになります（那覇市固定資産評価審査委員会への審査の申出についても同様）。裁決（那覇市固定資産評価審査委員会においては審査の決定）により税額が変更された場合は、納めた税額は精算されますので、審査請求（那覇市固定資産評価審査委員会においては審査の申出）をしているときでも、市税は必ず納期限までに納めてください。

(2) 上記（1）の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があるとき（例えば、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がない等）は、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) 審査請求人は、裁決があるまではいつでも書面により審査請求を取り下げることができます。